

### (3) 支線

支線は、交差する都市計画道路の交差部において①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線と、②幹線街路の機能を補完するために計画されている支線とに分類されます。

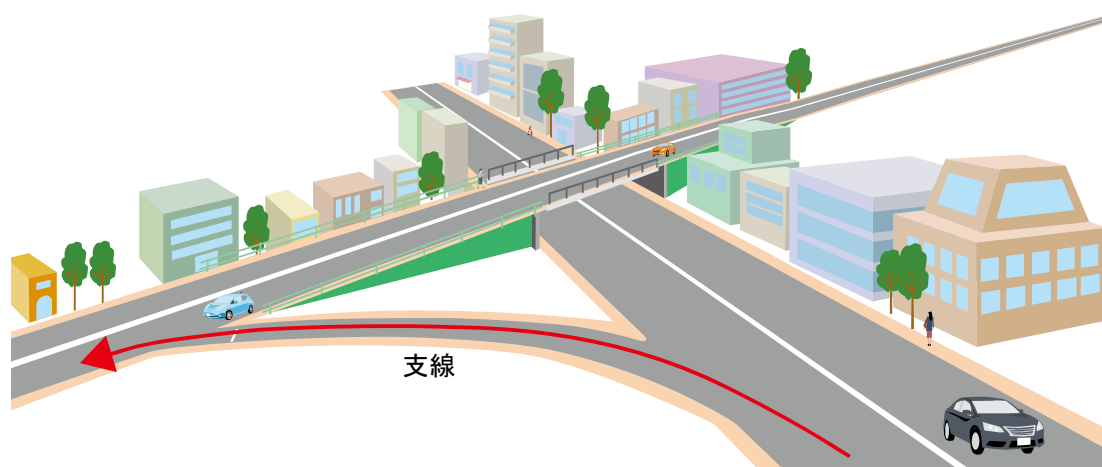


図 3-34 地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線のイメージ

#### 検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、支線が未着手の箇所<sup>[1]</sup>としました。

[1] 現在まちづくりの検討を行っている支線は対象外としました。

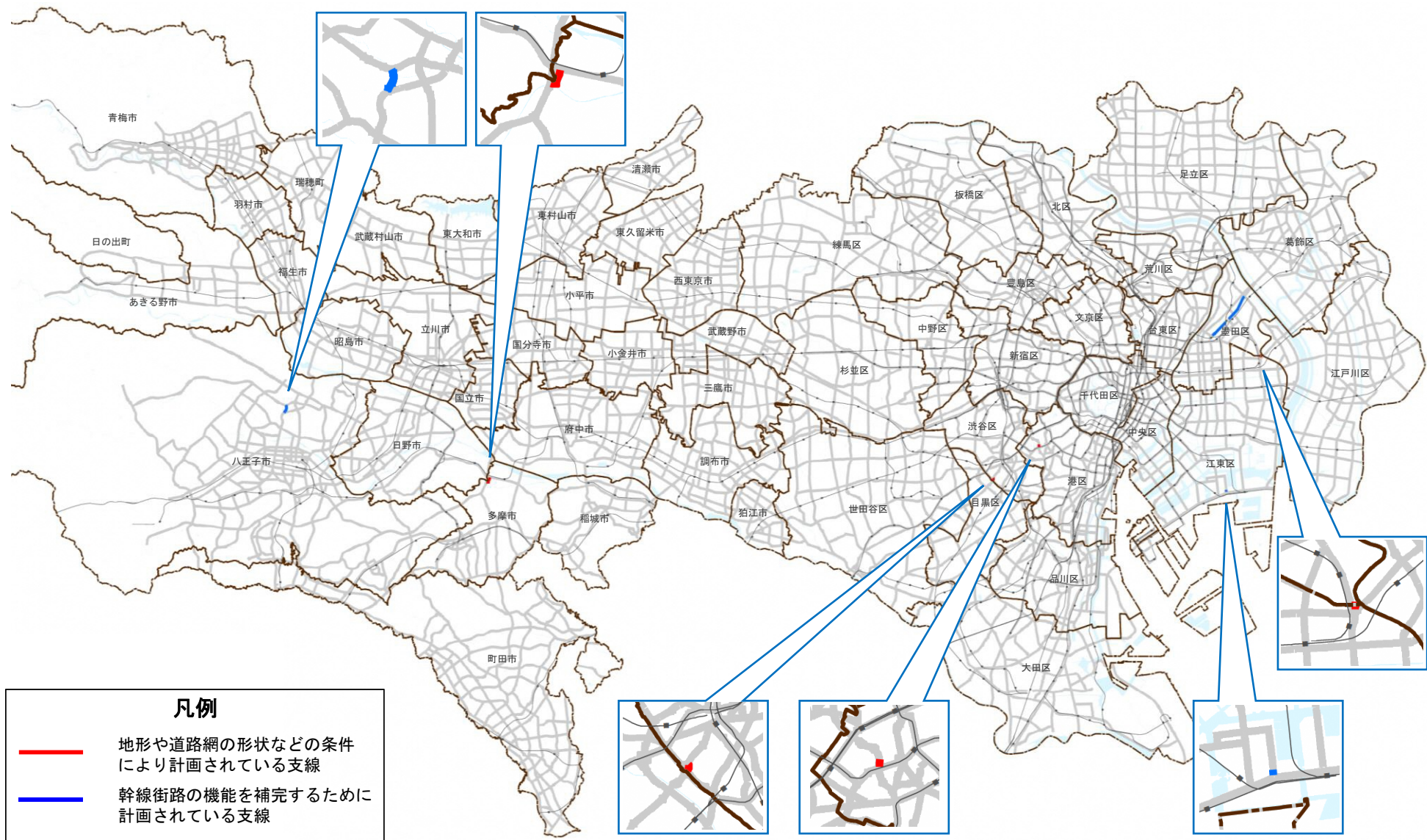


図 3-35 支線 検証対象

## 検証方法

計画されている支線の機能については、以下のとおり分類し、地域の実情を踏まえ、支線の要否を検証しました。

①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線

②幹線街路の機能を補完するために計画されている支線

### ①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線

支線と接続する本線が完成しており、周辺の道路によって交通動線が確保され、周辺交通に大きな問題がないと検証された支線については「**計画の変更（支線の廃止）**」を行う箇所としました。

本線が未整備の支線や周辺の交通状況等を考慮する必要がある支線については、地形の状況や今後の交通動向等を踏まえ、「**今後事業化を検討していく際に支線の要否を検証**」を行う箇所としました。

### ②幹線街路の機能を補完するために計画されている支線

下記のとおり分類して支線の要否を検証し、「**計画の変更（支線の廃止）**」を行う箇所、又は「**計画の存続**」とする箇所としました。

#### 1) 広域的な道路の支線（概成道路）

概成道路における拡幅整備の有効性の検証を行い、支線の要否を検証しました。

#### 2) 地域的な道路の支線（概成道路）

概成道路における拡幅整備の有効性の検証と、既存道路による代替可能性の検証<sup>[1]</sup>を行い、支線の要否を検証しました。

#### 3) 地域的な道路の支線（現道無道路）

既存道路による代替可能性の検証を行い、支線の要否を検証しました。

---

[1] P68を参照してください。

## 検証結果

以上を踏まえ、支線の【計画の変更（支線の廃止）】及び【今後事業化を検討していく際に支線の要否を検証】予定路線の一覧表及び位置図を示します。

また、【計画の変更（支線の廃止）】予定路線の箇所図を示します。

表 3 - 6 【計画の変更（支線の廃止）】予定路線の一覧表

| No. | 路線名                        | 所在区市町 | 延長<br>(m) | 変更に向けた<br>検討主体 |
|-----|----------------------------|-------|-----------|----------------|
| 支-1 | 放射 14 号線支線 1               | 江東区   | 130       | 区              |
| 支-2 | 環状 4 号線支線 1 <sup>[1]</sup> | 港区    | 150       | 都              |

※ここで示す延長は目安であり、都市計画変更の延長とは異なる場合があります。

表 3 - 7 【今後事業化を検討していく際に支線の要否を検証】予定路線の一覧表

| No. | 路線名              | 所在区市町 | 延長<br>(m) |
|-----|------------------|-------|-----------|
| 支-3 | 補助 50 号線支線 1     | 渋谷区   | 100       |
| 支-4 | 多摩 3・3・10 号線支線 1 | 多摩市   | 310       |

※ここで示す延長は目安です。

[1] 環状 4 号線支線 1 は、第 3 章 3（1）都市計画公園等との重複の検証対象となっています。（P57 参照）

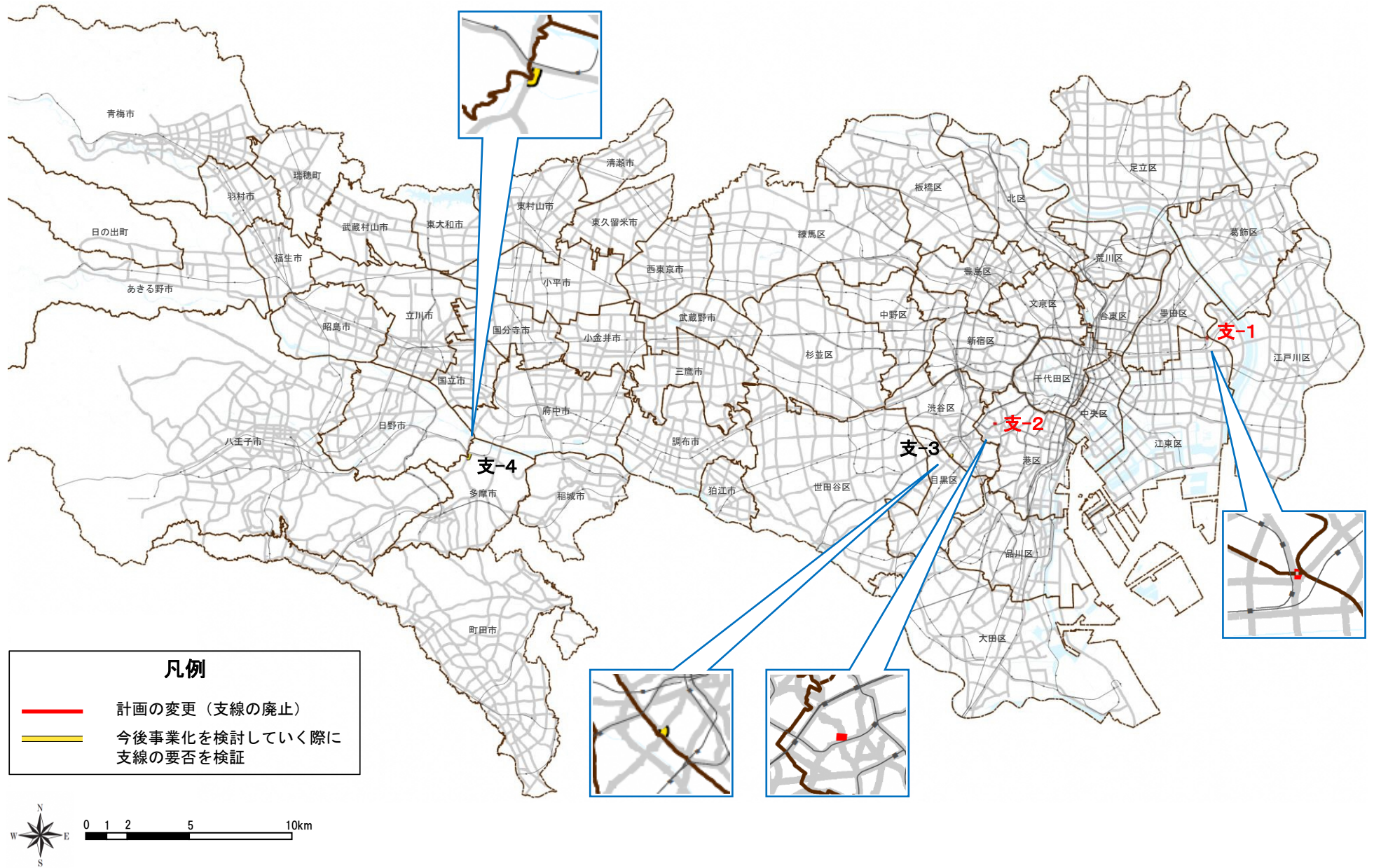


図 3-36 【計画の変更（支線の廃止）】及び【今後事業化を検討していく際に支線の要否を検証】予定路線の位置図

【支線】

支-1 放射14号線支線1



支-2 環状4号線支線1



変更予定路線： ■、 完成又は事業中の路線： ■、  
 概成道路： ■、 区市町境： - - - - -

図 3-37 【計画の変更（支線の廃止）】 予定路線の箇所図

#### (4) 橋詰

橋詰とは、主に橋の架け替え用地、災害時の一時避難場所、材料置き場・交番等の敷地として使用するための空間として、関東大震災後の復興事業で制度化されたものです。その後の戦災復興計画においても、橋詰には十分な広場を設けることとされていましたが、昭和33年に旧道路構造令と旧街路構造令が統合された新しい道路構造令には、橋詰に関する規定はなくなりました。東京都においても、昭和39年及び41年の都市計画道路の再検討以降、原則として橋詰は都市計画として計画決定されなくなりました。

橋詰が完成した箇所は、橋の架け替え用地のほか、交番、トイレ、防災倉庫等の施設用地等として使われていますが、橋詰が未着手の箇所があります。

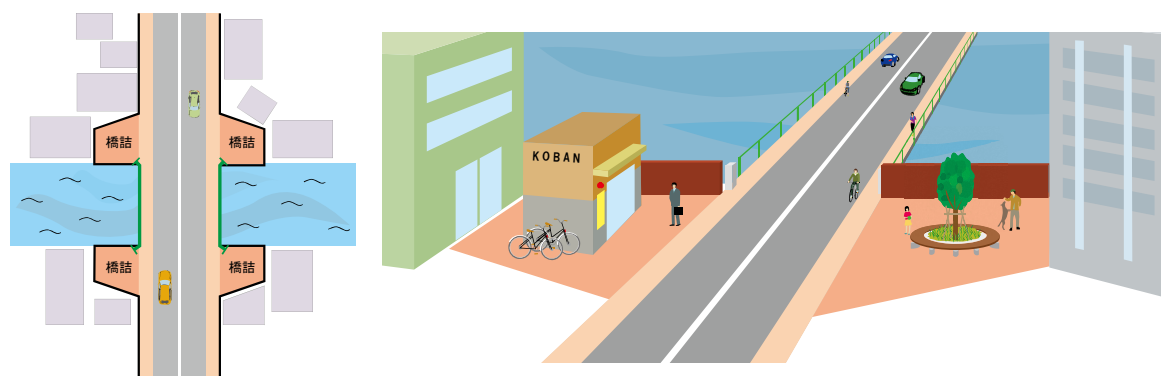


図3-38 橋詰のイメージ

#### 検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、橋詰が未着手の箇所<sup>[1]</sup>としました。

[1] 橋詰が道路区域等になっている箇所は対象外としました。

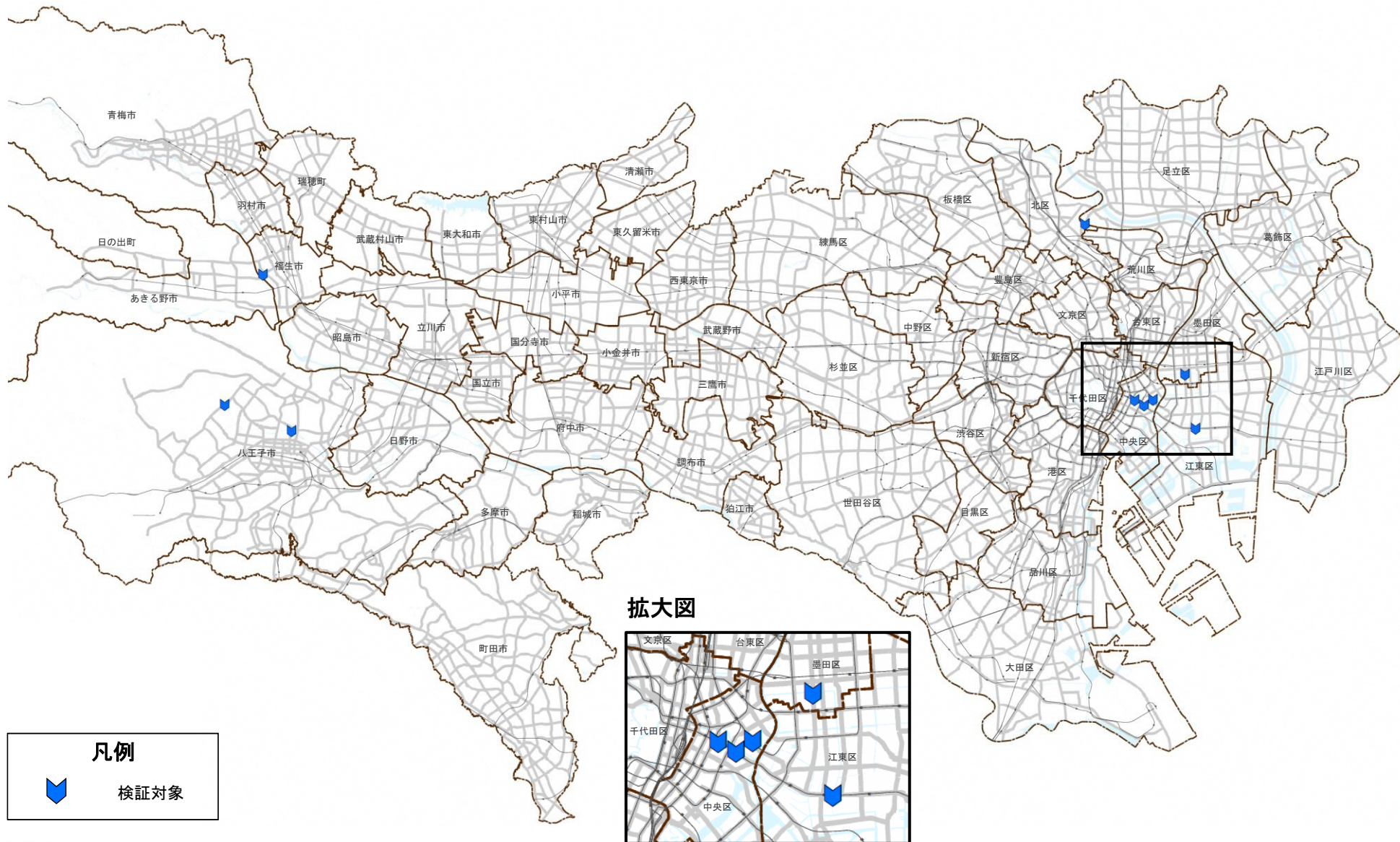


図 3-39 橋詰 検証対象



## 検証方法

橋詰は、震災復興都市計画等により都市計画決定されましたが、その後、道路構造令に橋詰の記載がなくなったことから、現在、新たな都市計画決定は行っていません。

このような状況を考慮し、既に橋梁が完成、又は概成道路となっている橋詰については、架け替え用地としての必要性を確認した上で、基本的には、「**計画の変更（橋詰の縮小）**」を行う箇所としました。

また、それ以外の橋詰については、地形の状況や橋梁計画等を踏まえ、「**今後事業化を検討していく際に橋詰の要否を検証**」を行う箇所としました。

## 検証結果

以上を踏まえ、橋詰の【**計画の変更（橋詰の縮小）**】及び【**今後事業化を検討していく際に橋詰の要否を検証**】予定路線（箇所）の一覧表及び位置図を示します。

また、【**計画の変更（橋詰の縮小）**】予定路線の箇所図を示します。

表 3-8 【**計画の変更（橋詰の縮小）**】予定路線（箇所）の一覧表

| No. | 路線名         | 橋梁名等             | 所在区市町 | 変更に向けた<br>検討主体 |
|-----|-------------|------------------|-------|----------------|
| 橋-1 | 放射 16 号線    | 千代田橋（旧楓川、右岸下流側）  | 中央区   | 都              |
| 橋-2 | 放射 16 号線    | 霊岸橋（亀島川、右岸上流側）   | 中央区   | 都              |
| 橋-3 | 放射 16 号線    | 沢海橋（大横川、左岸上流側）   | 江東区   | 都              |
| 橋-4 | 補助 112 号線   | 旧土州橋（旧箱崎川、左岸上流側） | 中央区   | 都              |
| 橋-5 | 補助 119 号線   | 新豎川橋（豎川、左岸下流側）   | 墨田区   | 区              |
| 橋-6 | 福生 3・4・2 号線 | 多摩橋（多摩川、左岸下流側）   | 福生市   | 都              |

表 3-9 【**今後事業化を検討していく際に橋詰の要否を検証**】予定路線（箇所）の一覧表

| No. | 路線名           | 橋梁名等   | 所在区市町  |
|-----|---------------|--------|--------|
| 橋-7 | 補助 91 号線      | —（隅田川） | 北区・足立区 |
| 橋-8 | 八王子 3・4・63 号線 | —（浅川）  | 八王子市   |
| 橋-9 | 八王子 3・5・49 号線 | 暁橋（浅川） | 八王子市   |

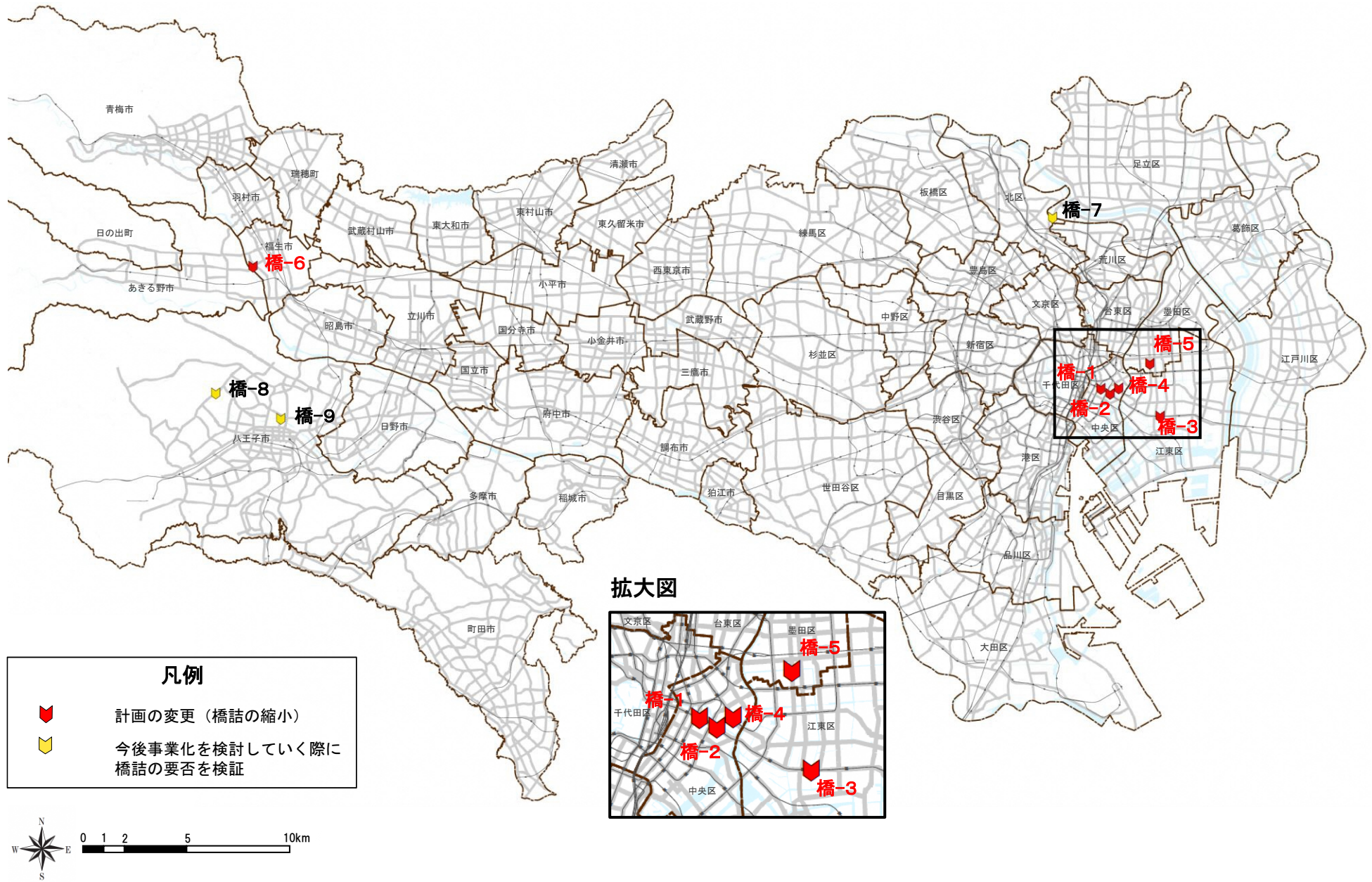


図 3-40 【計画の変更（橋詰の縮小）】及び【今後事業化を検討していく際に橋詰の要否を検証】予定路線の位置図

【橋詰】

橋-1 放射16号線（千代田橋）



橋-2 放射16号線（霊岸橋）



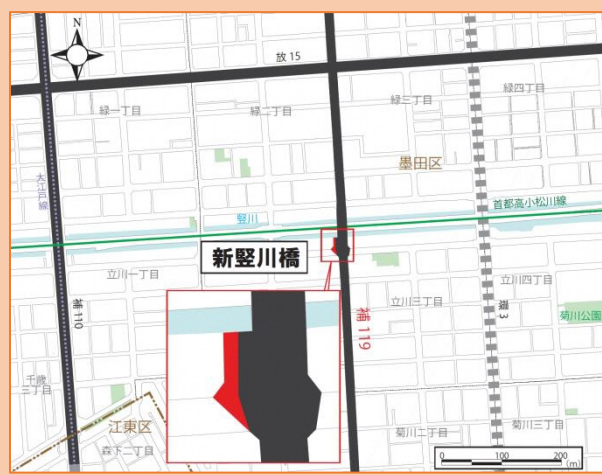
橋-3 放射16号線（沢海橋）



橋-4 補助112号線（旧土州橋）



橋-5 補助119号線（新豎川橋）



橋-6 福生3・4・2号線（多摩橋）

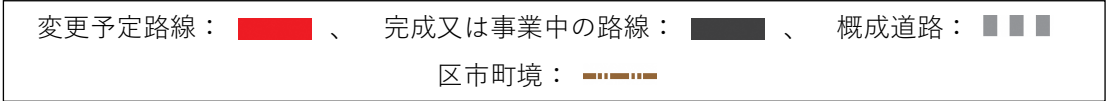
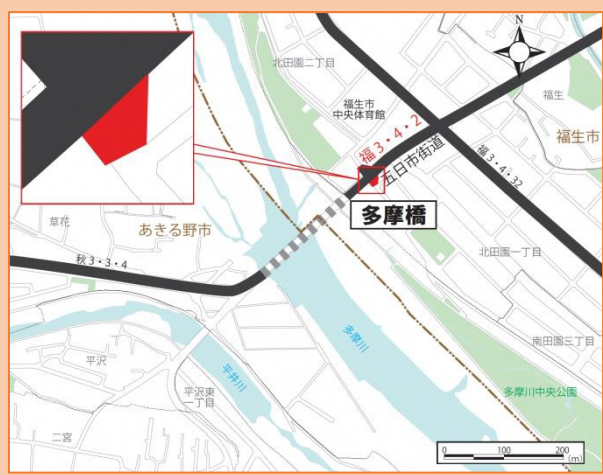


図3-41 【計画の変更（橋詰の縮小）】 予定路線の箇所図

### 3 計画重複等に関する検証

#### (1) 都市計画公園等との重複

計画決定されている都市計画道路の中には、都市計画公園・都市計画緑地・都市計画墓園（以下「都市計画公園等」という。）と計画が重複している箇所があります。

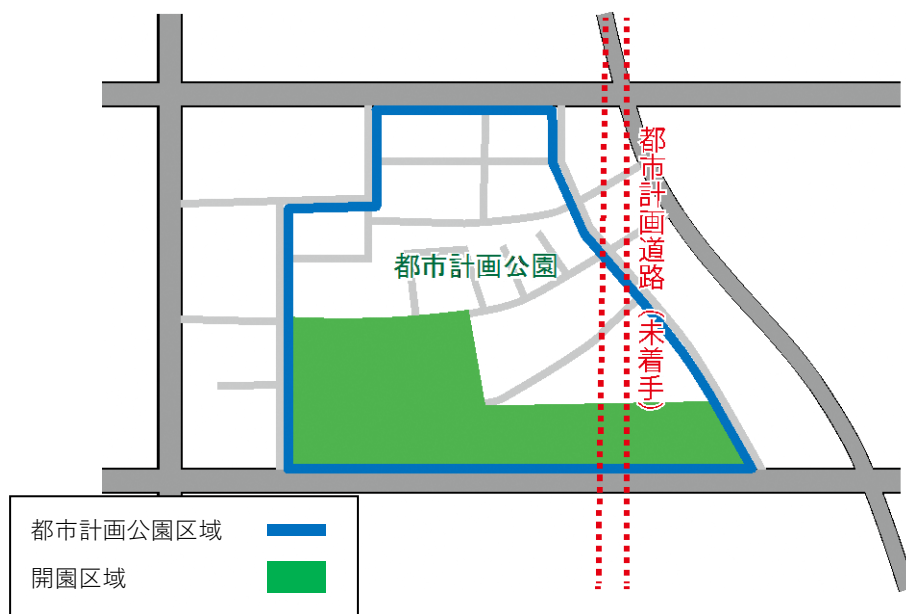


図3-42 都市計画道路と都市計画公園等が重複しているイメージ

#### 検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、都市計画公園等と計画が重複している箇所としました。（対象箇所については、P64の図3-45の検証結果の位置図参照）

## 検証方法

今回対象とする都市計画道路と都市計画公園等との重複箇所の検証に当たっては、以下の事項に配慮することとしました。

- 都市計画公園等に必要なレクリエーション機能、防災機能、環境保全機能及び景観形成機能を維持します。
- 開園している都市計画公園等の既存の緑や景観は可能な限り保全します。
- 本検討で対象としている都市計画道路は、整備方針（第四次事業化計画）における将来都市計画道路ネットワークの検証で必要性が確認されていることを前提とします。
- 道路線形の変更は、新たに都市計画道路区域に編入する箇所が発生するなど、周辺地域に大きな影響を及ぼす可能性があります。
- 重複箇所に国が指定している史跡・名勝、鉄道、調節池がある場合は、対応方法について関係機関と調整する必要があります。

上記事項及び本検討の他の検証項目の検証結果を踏まえ、都市計画道路と都市計画公園等との重複箇所については、双方の機能に配慮し、計画の整合を図るため、以下の2つの方向性に分類しました。

都市計画道路と都市計画公園等との重複箇所の変更の方向性

- ①今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所
- ②今後関係機関と調整が必要な箇所（国指定の史跡・名勝、鉄道、調節池）

### ①今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所について

都市計画道路は、都市計画道路ネットワークの検証で必要性が確認されていることに加え、道路線形の変更は、新たに都市計画道路区域に編入する箇所が発生するなど、周辺地域に大きな影響を及ぼす可能性があります。

このため、都市計画道路は、原則として都市計画変更を行わず、重複する都市計画公園等については、双方の事業化の支障とならないよう調整し、都市計画変更を行う方針としました。

都市計画公園等については、原則、都市計画区域マスタープランや緑の基本計画等の上位計画との整合を図るとともに、当該公園に必要な機能の確保を前提に、個別に都市計画変更を行います。

また、開園している公園については、既存の緑や景観、公園等の機能等にも配慮し、道路構造による対応の可能性を検討します。

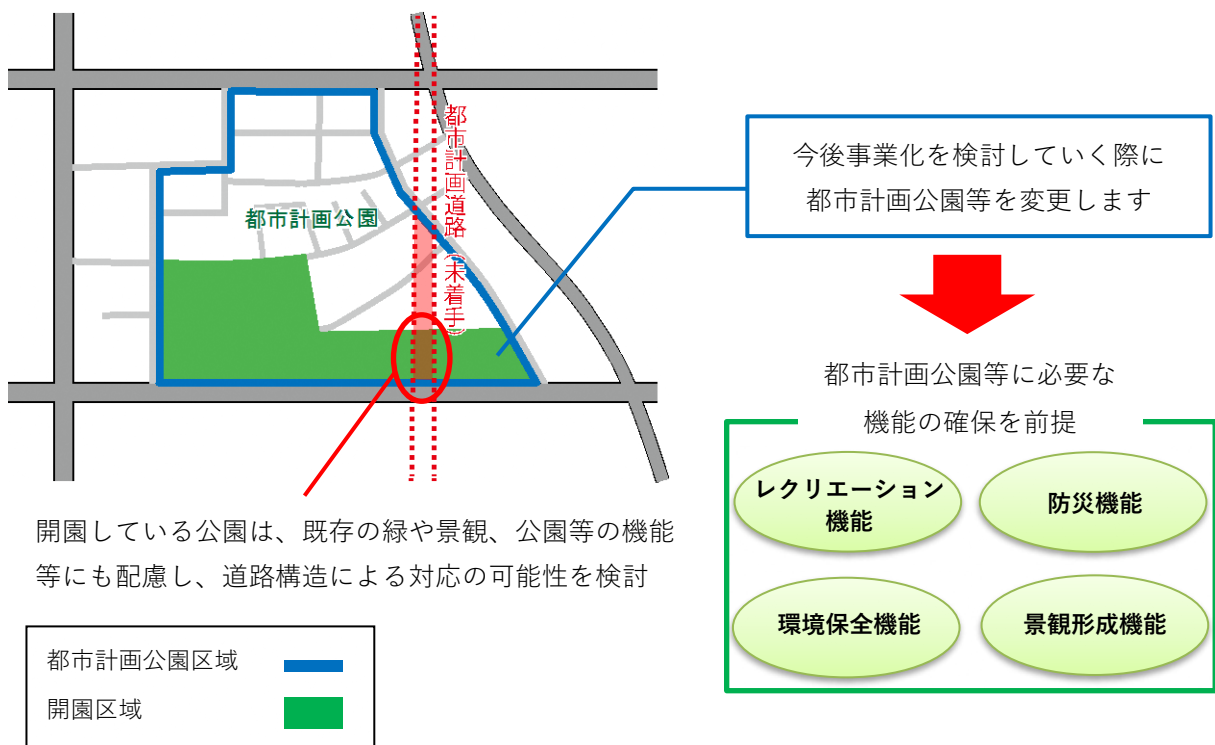


図 3-43 今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所のイメージ

## ②今後関係機関と調整が必要な箇所について

対象箇所には、都市計画道路と都市計画公園等が重複している箇所に国指定の史跡・名勝、鉄道、調節池が存在する場合があります。

国指定の史跡・名勝が存在する箇所においては、事業に先立ち、都市計画道路及び都市計画公園等の整備方法について関係機関と調整する必要があります。また、鉄道、調節池との交差点においては、事業に先立ち、道路との交差構造について関係機関と調整する必要があります。

このため、これらの箇所については、双方の事業化に支障とならないよう国指定の史跡・名勝、鉄道、調節池を所管する関係機関と調整を行い、これを踏まえ、都市計画道路又は都市計画公園等を変更する方向性としてしました。

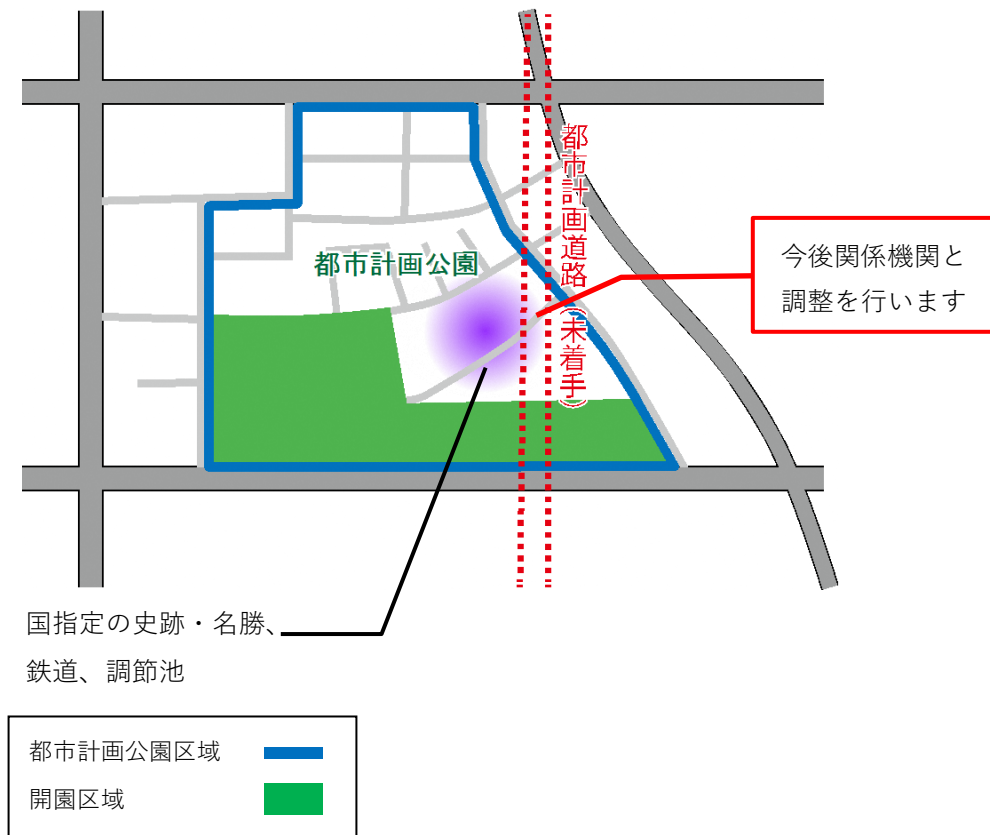


図 3-44 今後関係機関と調整が必要な箇所のイメージ

## 検証方法

以上を踏まえ、都市計画公園等との重複の検証結果の一覧表及び位置図を示します。<sup>[1]</sup>

本検証は将来の事業実施に向けた方向性を示すものであり、ただちに都市計画変更を行うものではありません。今後、片方又は双方が事業化を検討する際に本検証結果を基に調整を行い、必要に応じて都市計画変更を行います。

検証を実施した箇所のうち、重複箇所が全部開園しているのは約3割であり、その他の箇所は一部開園、もしくは未開園となっています。都市計画公園等を変更するに当たっては、開園状況も踏まえ、当該公園に必要な機能（レクリエーション機能、防災機能、環境保全機能、景観形成機能）の確保を前提に、個別に調整します。また、開園している公園については、既存の緑や景観、公園等の機能にも配慮し、道路構造による対応の可能性を検討します。

表3-10 【今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所】の一覧表

| No.  | 公園名      | 路線名     | 所在区市町   | 重複箇所における<br>都市計画公園等の開園状況 |
|------|----------|---------|---------|--------------------------|
| 公-1  | 芝公園      | 放射20号線  | 港区      | 開園                       |
| 公-2  | 芝公園      | 補助4号線   | 港区      | 一部開園                     |
| 公-3  | 有栖川宮記念公園 | 補助10号線  | 港区      | 開園                       |
| 公-4  | 隅田川公園    | 放射14号線  | 台東区     | 未開園                      |
| 公-5  | 隅田川公園    | 補助109号線 | 台東区     | 開園                       |
| 公-6  | 千田町公園    | 放射32号線  | 江東区     | 開園                       |
| 公-7  | 駒沢公園     | 補助127号線 | 目黒区     | 一部開園                     |
| 公-8  | 貴船堀公園    | 補助34号線  | 大田区     | 開園                       |
| 公-9  | 多摩川緑地    | 補助208号線 | 大田区     | 未開園                      |
| 公-10 | 子の神公園    | 補助209号線 | 世田谷区    | 開園                       |
| 公-11 | 祖師ヶ谷公園   | 補助52号線  | 世田谷区    | 未開園                      |
| 公-12 | 祖師ヶ谷公園   | 補助216号線 | 世田谷区    | 未開園                      |
| 公-13 | 下高井戸西公園  | 補助215号線 | 杉並区     | 開園                       |
| 公-14 | 上井草公園    | 補助132号線 | 杉並区・練馬区 | 未開園                      |
| 公-15 | 神田川第二緑地  | 放射23号線  | 杉並区     | 未開園                      |
| 公-16 | 善福寺川緑地   | 補助133号線 | 杉並区     | 一部開園                     |
| 公-17 | 玉川上水緑地   | 補助128号線 | 杉並区     | 一部開園                     |
| 公-18 | 玉川上水緑地   | 補助133号線 | 杉並区     | 開園                       |
| 公-19 | 下板橋第一公園  | 補助84号線  | 板橋区     | 一部開園                     |
| 公-20 | 小豆沢公園    | 補助244号線 | 板橋区     | 開園                       |

[1] 図3-45「都市計画公園等との重複」検証結果の位置図（P64参照）にある公-59の青山墓園と環状4号線支線1との重複箇所は、第3章2（3）支線の検証において、環状4号線支線1が「計画の変更(支線の廃止)」（P49参照）となり、都市計画道路が廃止されることで重複が解消され、計画が整合します。



| No.  | 公園名       | 路線名           | 所在区市町   | 重複箇所における<br>都市計画公園等の開園状況 |
|------|-----------|---------------|---------|--------------------------|
| 公-21 | 板橋緑地      | 補助 84 号線      | 板橋区     | 未開園                      |
| 公-22 | 大泉井頭公園    | 補助 232 号線     | 練馬区     | 一部開園                     |
| 公-23 | 石神井川緑地    | 補助 132 号線     | 練馬区     | 未開園                      |
| 公-24 | 石神井川緑地    | 補助 234 号線     | 練馬区     | 未開園                      |
| 公-25 | 尾竹橋公園     | 補助 118 号線     | 足立区     | 開園                       |
| 公-26 | 荒川緑地      | 補助 118 号線     | 足立区     | 未開園                      |
| 公-27 | 荒川緑地      | 補助 139 号線     | 足立区     | 未開園                      |
| 公-28 | 中川緑地      | 補助 259 号線     | 足立区・葛飾区 | 未開園                      |
| 公-29 | 中川緑地      | 補助 261 号線     | 足立区・葛飾区 | 未開園                      |
| 公-30 | 水元公園      | 補助 277 号線     | 葛飾区     | 未開園                      |
| 公-31 | 中川緑地      | 補助 280 号線     | 葛飾区     | 一部開園                     |
| 公-32 | 荒川緑地      | 補助 122 号線     | 江戸川区    | 未開園                      |
| 公-33 | 清水公園      | 八王子 3・4・63 号線 | 八王子市    | 未開園                      |
| 公-34 | 浅川河川緑地    | 八王子 3・4・63 号線 | 八王子市    | 未開園                      |
| 公-35 | 浅川河川緑地    | 八王子 3・5・49 号線 | 八王子市    | 未開園                      |
| 公-36 | 諏訪の森公園    | 立川 3・4・33 号線  | 立川市     | 未開園                      |
| 公-37 | 昭和公園      | 昭島 3・4・1 号線   | 昭島市     | 開園                       |
| 公-38 | 昭和公園      | 昭島 3・5・12 号線  | 昭島市     | 開園                       |
| 公-39 | 布多公園      | 調布 3・4・26 号線  | 調布市     | 未開園                      |
| 公-40 | 神代公園      | 調布 3・4・15 号線  | 調布市     | 未開園                      |
| 公-41 | 神代公園      | 調布 3・4・26 号線  | 調布市     | 未開園                      |
| 公-42 | 薬師池公園     | 町田 3・4・15 号線  | 町田市     | 開園                       |
| 公-43 | 狭山緑地      | 東村山 3・4・34 号線 | 東村山市    | 開園                       |
| 公-44 | 旧野川緑地     | 調布 3・4・7 号線   | 狛江市     | 開園                       |
| 公-45 | 旧野川緑地     | 調布 3・4・8 号線   | 狛江市     | 開園                       |
| 公-46 | 岩戸川緑地     | 調布 3・4・18 号線  | 狛江市     | 一部開園                     |
| 公-47 | 東伏見石神井川緑地 | 西東京 3・4・17 号線 | 西東京市    | 未開園                      |

表 3-11 【今後関係機関と調整が必要な箇所】の一覧表

| No.  | 公園名    | 路線名          | 所在区市町        | 重複箇所における<br>都市計画公園等の開園状況 |
|------|--------|--------------|--------------|--------------------------|
| 公-48 | 外濠緑地   | 放射 6 号線      | 千代田区・新宿区     | 未開園                      |
| 公-49 | 外濠緑地   | 環状 2 号線      | 千代田区・新宿区・文京区 | 未開園                      |
| 公-50 | 外濠緑地   | 補助 64 号線     | 千代田区         | 未開園                      |
| 公-51 | 多摩川緑地  | 補助 43 号線     | 大田区          | 未開園                      |
| 公-52 | 和田堀公園  | 補助 128 号線    | 杉並区          | 一部開園                     |
| 公-53 | 善福寺川緑地 | 補助 215 号線    | 杉並区          | 一部開園                     |
| 公-54 | 旧古河邸公園 | 放射 10 号線     | 北区           | 開園                       |
| 公-55 | 井の頭公園  | 三鷹 3・4・12 号線 | 三鷹市          | 開園                       |
| 公-56 | 井の頭公園  | 三鷹 3・4・13 号線 | 三鷹市          | 開園                       |
| 公-57 | 玉川上水緑地 | 三鷹 3・4・12 号線 | 三鷹市          | 一部開園                     |
| 公-58 | 玉川上水緑地 | 三鷹 3・4・13 号線 | 三鷹市          | 一部開園                     |

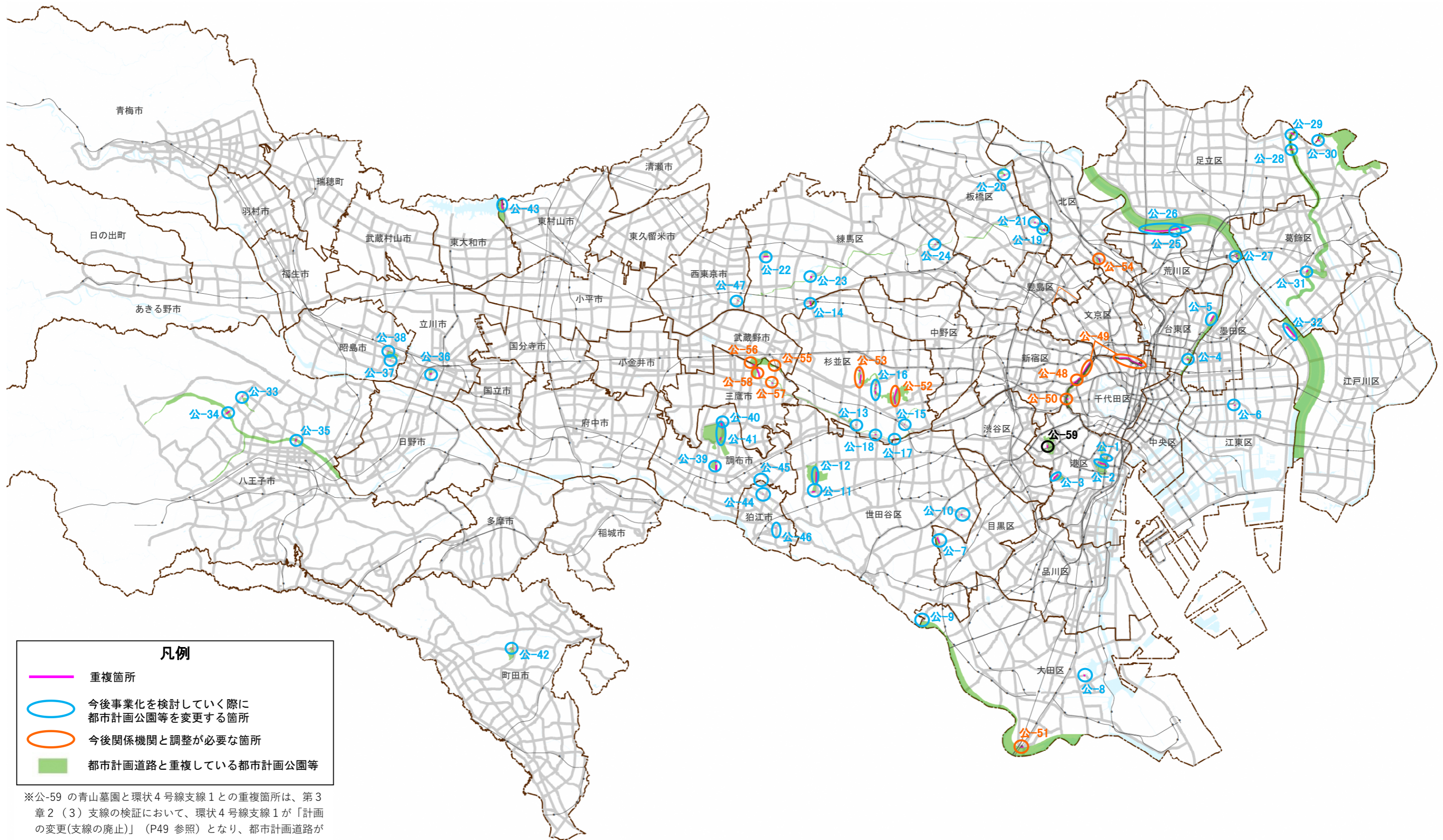


図3-45 「都市計画公園等との重複」検証結果の位置図

## (2) 事業実施済区間

都市計画事業以外の手法により、既に事業が実施された区間について、交差する都市計画道路との交差点間において現道の道路幅員が都市計画道路幅員とほぼ同じであるものの、現道の道路区域が都市計画道路区域と一致していない区間があります。これらの区間を、事業実施済区間と定義します。

事業実施済区間は、都市計画決定以前から道路が存在していた場合や、地形に合わせて整備を実施した場合に見られます。

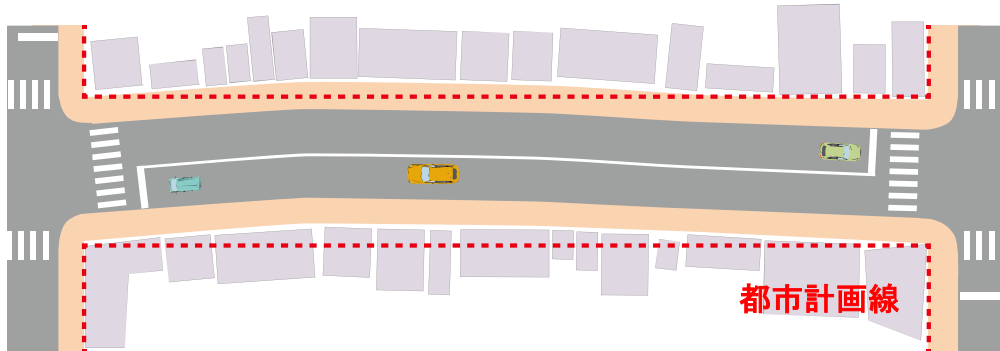


図 3-46 事業実施済区間のイメージ

### 検証対象

上記で定義した事業実施済区間としました。(対象箇所については、P66 の図 3-47 の予定路線の位置図参照)

### 検証方法

当該区間が道路構造条例等<sup>[1]</sup>を満たしているかを考慮するとともに、安全かつ円滑な交通が確保されているかなどの地域の実情も踏まえ、現道に合わせて都市計画変更するかを検証しました。

### 検証結果

以上を踏まえ、事業実施済区間の【計画の変更】予定路線（区間）の一覧表及び位置図並びに箇所図を示します。

表 3-12 【計画の変更】予定路線（区間）の一覧表

| No. | 路線名           | 区間                                 | 所在区市町 | 延長<br>(m) | 変更に向けた<br>検討主体 |
|-----|---------------|------------------------------------|-------|-----------|----------------|
| 事-1 | 環状 6 号線       | 大崎陸橋付近                             | 品川区   | 280       | 都              |
| 事-2 | 補助 145 号線     | 放射 18 号線～補助 146 号線                 | 品川区   | 260       | 区              |
| 事-3 | 八王子 3・4・63 号線 | 八王子 3・3・1 号線付近～<br>八王子 3・4・67 号線付近 | 八王子市  | 1,070     | 都              |
| 事-4 | 三鷹 3・4・20 号線  | 三鷹 3・4・19 号線付近～<br>三鷹 3・2・2 号線付近   | 三鷹市   | 600       | 都              |

※ここで示す延長は目安であり、都市計画変更の延長とは異なる場合があります。

[1] P19 を参照してください。



図 3-47 【計画の変更】 予定路線の位置図

【事業実施済区間】

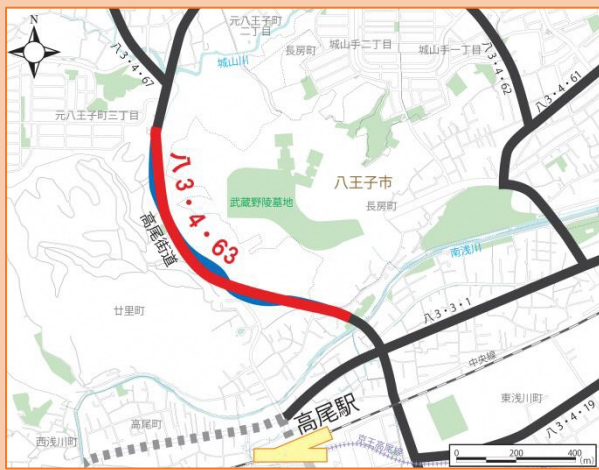
事-1 環状6号線



事-2 補助145号線



事-3 八王子3・4・63号線



事-4 三鷹3・4・20号線



図 3-48 【計画の変更】 予定路線の箇所図

## 4 地域的な道路に関する検証

### (1) 既存道路による代替可能性

未着手の地域的な都市計画道路の近傍に、都市計画道路が有する機能を代替できる都市計画道路以外の道路がある可能性があります。



図 3-49 既存道路による代替のイメージ (代替路)



図 3-50 都市計画道路が有する機能

### 検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、未着手の地域的な道路<sup>[1]</sup>としました。

[1] 幹線街路の機能を補完するために計画されている支線も含まれます。広域的な道路については、交通の円滑化や災害時の緊急輸送などの面からネットワークの連続性が求められるため、既存道路による代替可能性の検証は行わないこととしました。

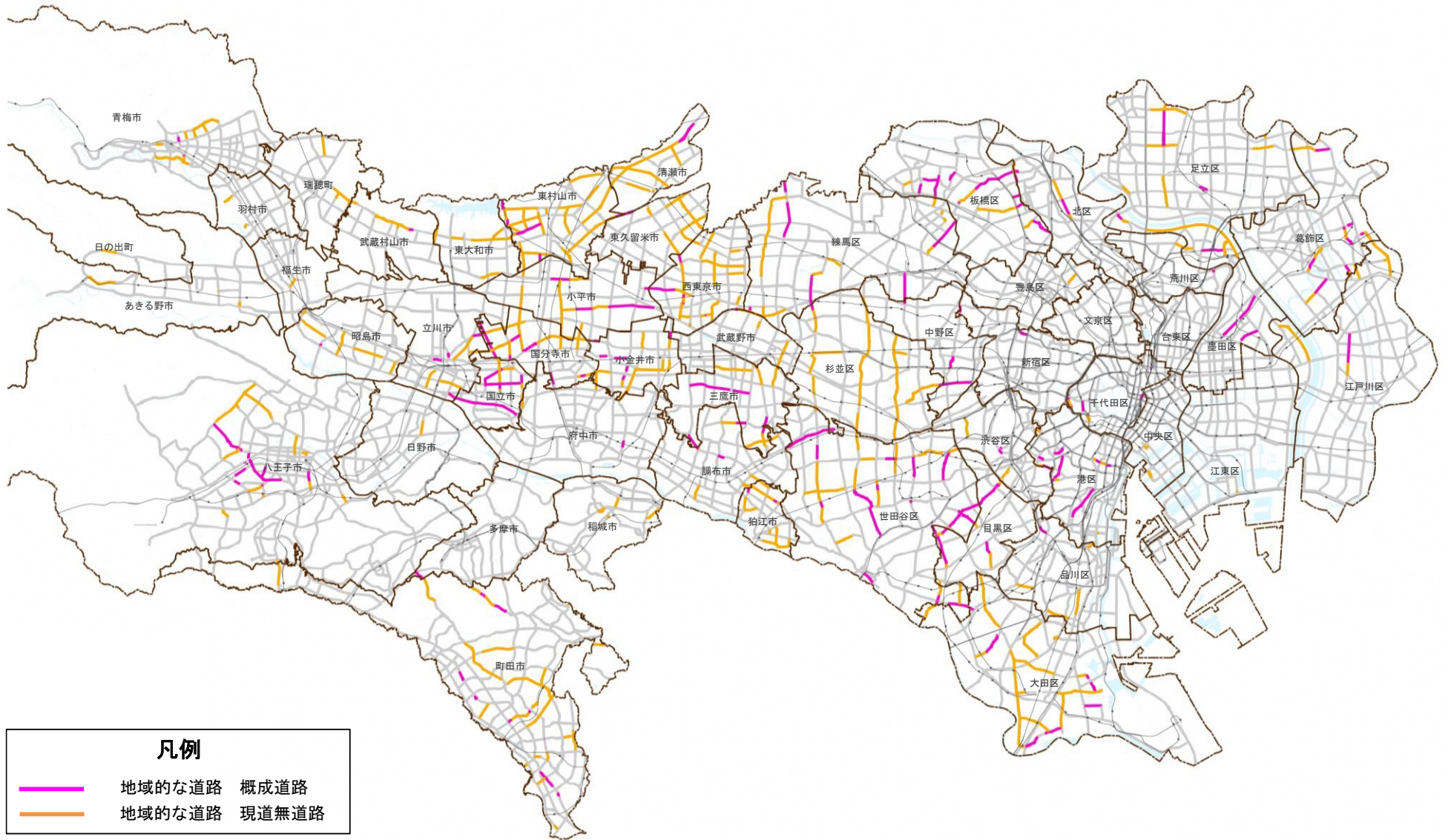


図 3-51 既存道路による代替可能性 検証対象



## 検証方法

未着手の地域的な都市計画道路の近傍にある都市計画道路以外の道路について、都市計画道路が有する機能を考慮し、その機能を代替できるかを検証しました。

代替路となる都市計画道路以外の道路の条件は以下としました。

- ・ 交差する都市計画道路との交差点間を最小単位とします。
- ・ 対象の都市計画道路と並行する都市計画道路以外の道路とします。
- ・ 地域的な道路における概成道路の評価幅員に準じ、候補となる代替路は原則として以下の通りとします。

① 現況の総幅員が 12.0m 以上

② 幅員構成は、車道部が 7.0m 以上かつ歩道部が 2.5m 以上<sup>[1]</sup>

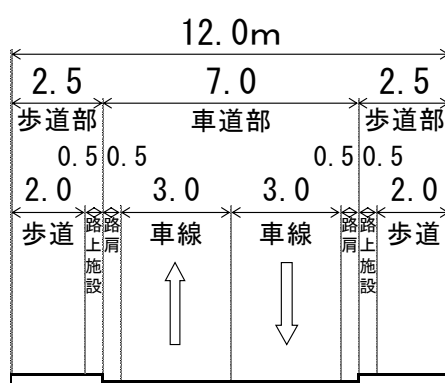


図 3-52 地域的な道路の評価幅員の例

さらに、上記の条件を満たす道路について、都市計画道路ネットワークの連続性や交通状況・まちづくりの状況・道路線形等、地域の実情も踏まえ、代替できるかを検証しました。

## 検証結果

以上を踏まえ、既存道路による代替可能性の【計画の変更(廃止)】予定路線(区間)の一覧表及び位置図並びに箇所図を示します。

表 3-13 【計画の変更(廃止)】予定路線(区間)の一覧表

| No. | 路線名          | 区間                            | 所在区市町 | 延長(m) | 変更に向けた検討主体 |
|-----|--------------|-------------------------------|-------|-------|------------|
| 代-1 | 町田 3・4・12 号線 | 町田 3・4・39 号線～<br>町田 3・4・38 号線 | 町田市   | 800   | 市          |

※ここで示す延長は目安であり、都市計画変更の延長とは異なる場合があります。

[1] 現況の総幅員が 12.0m 以上あり、車道部の幅員を歩道部の幅員に配分することで車道部が 7.0m 以上かつ歩道部が 2.5m 以上確保できる道路も検討対象とします。なお、交差点部における付加車線の要否についても個別に検討します。




代-1

図3-53 【計画の変更(廃止)】予定路線の位置図

【既存道路による代替可能性】



図 3 -54 【計画の変更(廃止)】 予定路線の箇所図



# 第4章

変更予定路線一覧



## 第4章 変更予定路線一覧

第3章で、計画の変更予定となった路線（区間・箇所）を以下に示します。これらの路線は、今後、沿道の用途地域など関係する計画等について、沿道市街地の将来像や地域の実情を踏まえて関係する自治体と調整した上で、必要な都市計画手続を行っていきます。

### 【概成道路】

| No.  | 路線名          | 区間                           | 所在区市町   | 延長<br>(m) | 変更に向けた<br>検討主体 |
|------|--------------|------------------------------|---------|-----------|----------------|
| 概-1  | 放射14号線       | 亀戸駅付近街路2～補助116号線             | 江東区     | 110       | 都              |
| 概-2  | 放射24号線       | 環状4号線付近～放射6号線                | 新宿区     | 420       | 都              |
| 概-3  | 補助74号線       | 小滝橋付近～環状6号線                  | 新宿区・中野区 | 790       | 都              |
| 概-4  | 補助79号線       | 補助95号線～大塚駅付近                 | 文京区・豊島区 | 2,940     | 都              |
| 概-5  | 補助110号線      | 放射29号線付近～<br>特別区道江27号付近      | 江東区     | 500       | 都              |
| 概-6  | 補助229号線      | 補助76号線～<br>杉並区道1904号線付近      | 杉並区・練馬区 | 660       | 都              |
| 概-7  | 立川3・2・10号線   | 立川3・2・11号線～<br>立川3・1・34号線付近  | 立川市     | 410       | 市              |
| 概-8  | 武蔵野3・4・3号線   | 武蔵野3・5・19号線～<br>武蔵野3・3・6号線付近 | 武蔵野市    | 710       | 都              |
| 概-9  | 日野3・4・1号線（東） | 日野3・4・12号線～<br>日野3・4・15号線    | 日野市     | 550       | 都              |
| 概-10 | 日野3・4・1号線（西） | 日野3・5・20号線～<br>日野3・3・21号線    | 日野市     | 820       | 都              |
| 概-11 | 国立3・1・11号線   | 国立3・4・5号線付近～国立駅              | 国立市     | 1,220     | 都              |

### 【立体交差】

| No. | 路線名        | 交差点名  | 所在区市町 | 変更に向けた<br>検討主体 |
|-----|------------|-------|-------|----------------|
| 立-1 | 八王子3・2・5号線 | 大栗川橋南 | 八王子市  | 都              |
| 立-2 | 八王子3・4・8号線 | 堰場    | 八王子市  | 都              |

### 【交差点拡幅部】

| No. | 路線名    | 交差点名    | 所在<br>区市町   | 変更に向けた<br>検討主体 |
|-----|--------|---------|-------------|----------------|
| 交-1 | 放射31号線 | 補助110号線 | 森下駅前<br>江東区 | 都              |

### 【支線】

| No. | 路線名       | 所在区市町 | 延長<br>(m) | 変更に向けた<br>検討主体 |
|-----|-----------|-------|-----------|----------------|
| 支-1 | 放射14号線支線1 | 江東区   | 130       | 区              |
| 支-2 | 環状4号線支線1  | 港区    | 150       | 都              |

### 【橋詰】

| No. | 路線名       | 橋梁名等             | 所在区市町 | 変更に向けた<br>検討主体 |
|-----|-----------|------------------|-------|----------------|
| 橋-1 | 放射16号線    | 千代田橋（旧楓川、右岸下流側）  | 中央区   | 都              |
| 橋-2 | 放射16号線    | 霊岸橋（亀島川、右岸上流側）   | 中央区   | 都              |
| 橋-3 | 放射16号線    | 沢海橋（大横川、左岸上流側）   | 江東区   | 都              |
| 橋-4 | 補助112号線   | 旧土州橋（旧箱崎川、左岸上流側） | 中央区   | 都              |
| 橋-5 | 補助119号線   | 新豎川橋（豎川、左岸下流側）   | 墨田区   | 区              |
| 橋-6 | 福生3・4・2号線 | 多摩橋（多摩川、左岸下流側）   | 福生市   | 都              |

### 【事業実施済区間】

| No. | 路線名         | 区間                             | 所在区市町 | 延長<br>(m) | 変更に向けた<br>検討主体 |
|-----|-------------|--------------------------------|-------|-----------|----------------|
| 事-1 | 環状6号線       | 大崎陸橋付近                         | 品川区   | 280       | 都              |
| 事-2 | 補助145号線     | 放射18号線～補助146号線                 | 品川区   | 260       | 区              |
| 事-3 | 八王子3・4・63号線 | 八王子3・3・1号線付近～<br>八王子3・4・67号線付近 | 八王子市  | 1,070     | 都              |
| 事-4 | 三鷹3・4・20号線  | 三鷹3・4・19号線付近～<br>三鷹3・2・2号線付近   | 三鷹市   | 600       | 都              |

### 【既存道路による代替可能性】

| No. | 路線名        | 区間                        | 所在区市町 | 延長<br>(m) | 変更に向けた<br>検討主体 |
|-----|------------|---------------------------|-------|-----------|----------------|
| 代-1 | 町田3・4・12号線 | 町田3・4・39号線～<br>町田3・4・38号線 | 町田市   | 800       | 市              |

※ここで示す延長は目安であり、都市計画変更の延長とは異なる場合があります。

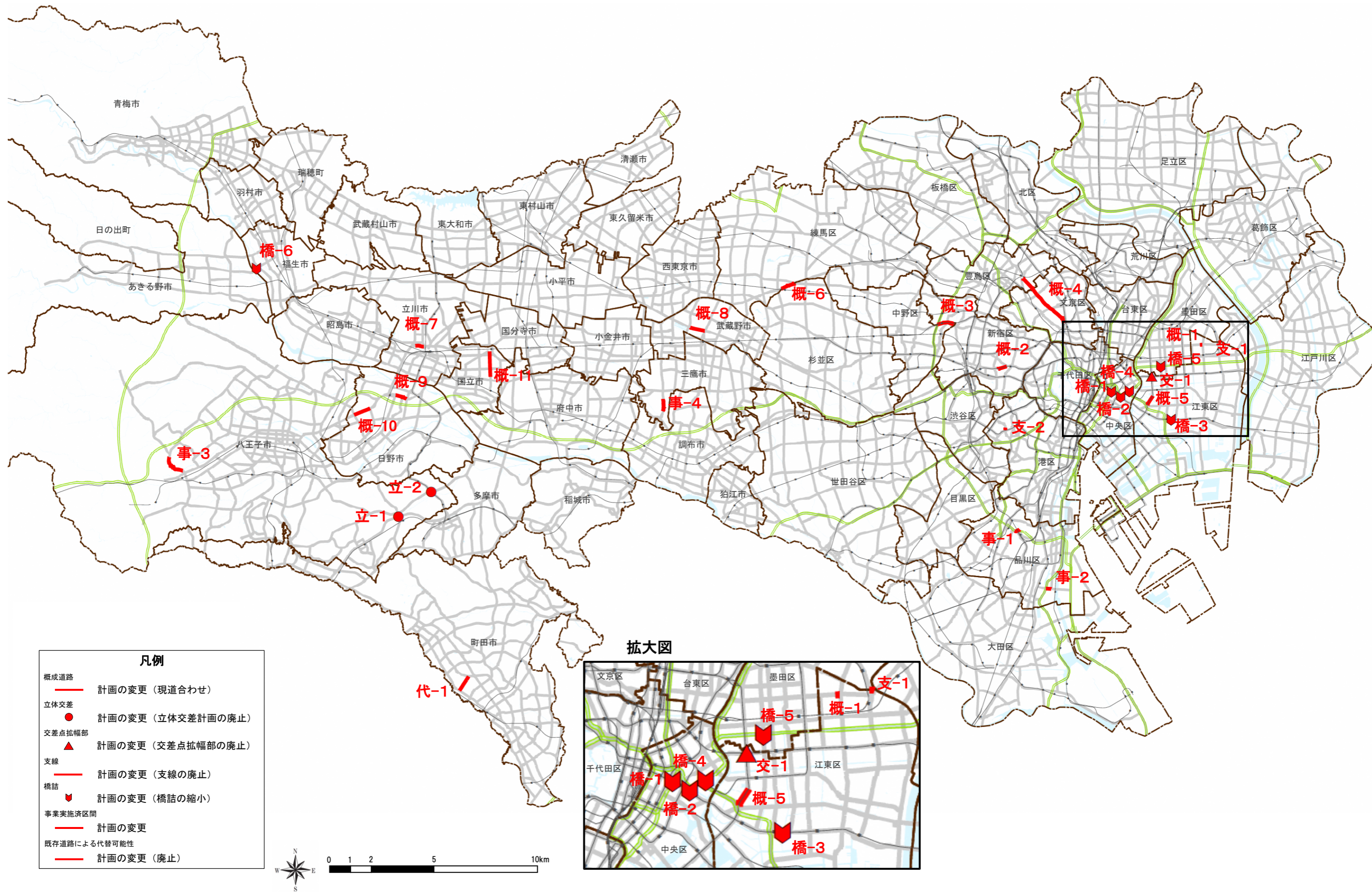
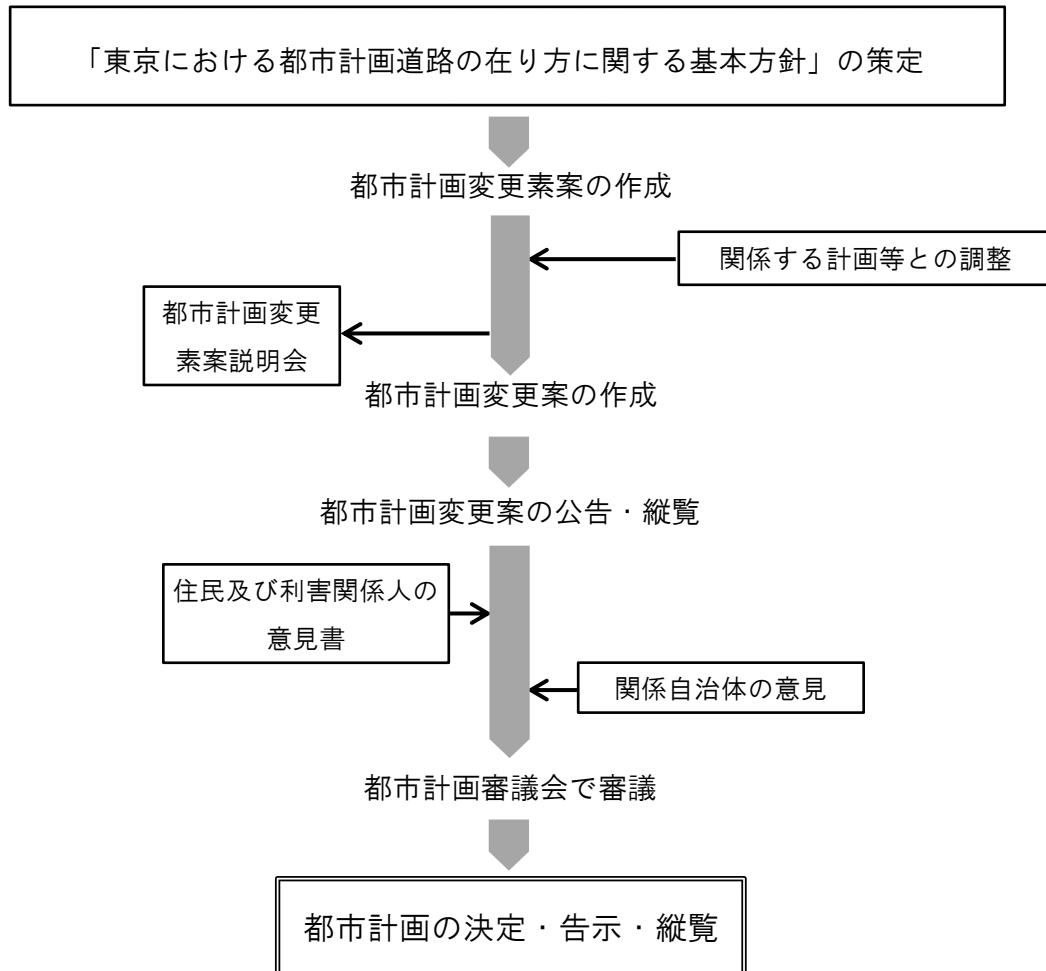


図4-1 【計画の変更】 予定路線の位置図 (総括図)



## Column 都市計画道路の変更の流れについて

都市計画道路は、都市計画法により定めることができる都市施設の一つです。同法に基づき、必要に応じて都市計画の変更を行います。ここでは、基本方針策定後に想定される一般的な都市計画変更手続の流れを以下に示します。



都市計画変更の手続については、まず、関係する計画等との調整を経て、都市計画変更の素案に関する説明会を開催します。この説明会で皆様から頂いた御意見を参考にし、都市計画変更の案を作成します。

都市計画変更の案の作成後は、公告・縦覧を行い、都や区市町の窓口において皆様に公開します。その際、御意見がある方は、都市計画変更の案に対する意見書を提出することができます。

その後、都市計画審議会において審議され、その議決を経て、都市計画変更の決定・告示となります。





# 第5章

今後の進め方



## 第5章 今後の進め方

本検討で計画の変更予定となった路線（区間・箇所）は、今後、沿道の用途地域など関係する計画等について、沿道市街地の将来像や地域の実情を踏まえて関係する自治体と調整した上で、必要な都市計画手続を行っていきます。

東京都は、「都市づくりのグランドデザイン」において、持続的に発展する高度成熟都市を目指し、2040年代の目指すべき東京の都市像やその実現に向けた取組の方向性を示しました。これを踏まえ、今後、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）」等の方針を改定する予定です。また、その後に策定する区市町村の都市計画に関する基本的な方針（区市町村マスタープラン）は、改定後の都市計画区域マスタープランに基づいて定められることとなります。

これらにより、東京の目指すべき都市像の実現に向けて、地域のまちづくりに変化が生じる可能性があります。このため、優先整備路線等を除く未着手の地域的な都市計画道路のうち地域のまちづくりに関連する道路については、都市計画区域マスタープラン等の改定以降に、その必要性の検証を行うこととします。

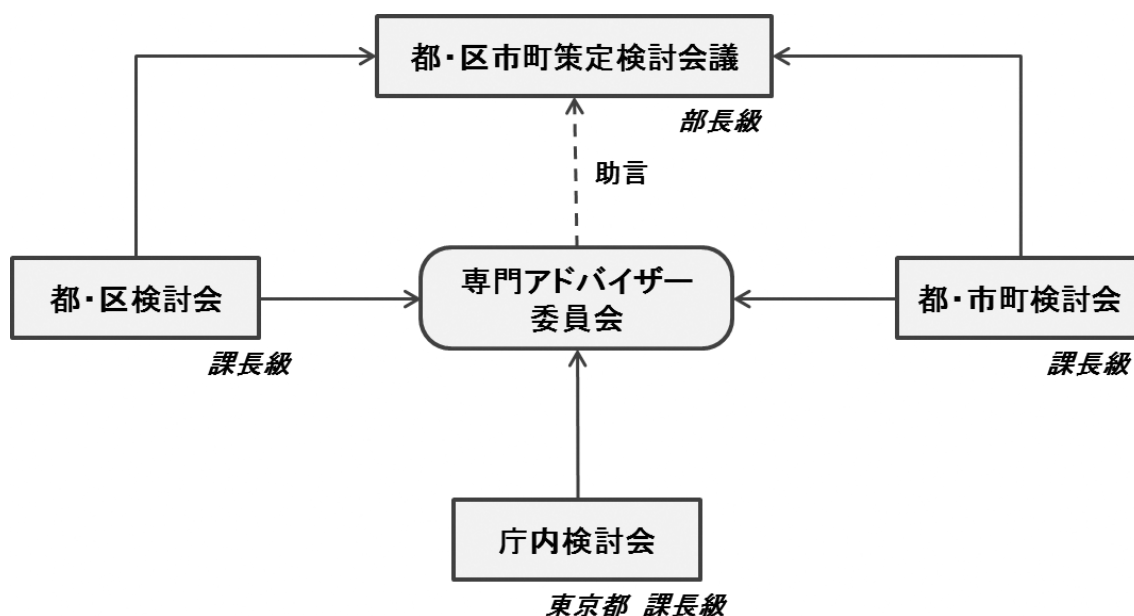
なお、今後、人工知能（AI）や自動運転などの技術革新により、中長期的には人々に利便性の向上や豊かさがもたらされ、都市活動がこれまで以上に多様化し、都市計画道路に求められる機能・構造が変化する可能性があります。

今後とも必要な都市計画道路の整備を着実に進めるとともに、社会経済情勢や道路に対するニーズの変化等を踏まえ、都市計画道路の不断の見直しを行っていきます。

## < 検討体制 >

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」策定に当たり、東京都と特別区及び26市2町は、合同の策定検討会議を設置し、協働で調査検討を進めました。

また、学識経験者で構成する「専門アドバイザー委員会」を設置し、専門的見地からの助言を受けました。



### [ 専門アドバイザー委員 ]

|     | 氏名 (敬称略) | 所 属                |
|-----|----------|--------------------|
| 委員長 | 岸 井 隆 幸  | 日本大学理工学部土木工学科 特任教授 |
| 委員  | 植 村 京 子  | 深山・小金丸法律会計事務所 弁護士  |
| 委員  | 久保田 尚    | 埼玉大学大学院理工学系研究科 教授  |
| 委員  | 竹 内 健 蔵  | 東京女子大学現代教養学部 教授    |
| 委員  | 中 井 祐    | 東京大学大学院工学系研究科 教授   |
| 委員  | 中 村 英 夫  | 日本大学理工学部土木工学科 教授   |
| 委員  | 兵 藤 哲 朗  | 東京海洋大学流通情報工学科 教授   |
| 委員  | 堀 江 典 子  | 佛教大学社会学部 准教授       |
| 委員  | 目 黒 公 郎  | 東京大学生産技術研究所 教授     |

(委員五十音順)

1) 都・区市町策定検討会議名簿（東京都）

|     |       | 所 属         |
|-----|-------|-------------|
| 座 長 | 都市整備局 | 理事          |
| 委 員 | 政策企画局 | 技術政策調整担当部長  |
|     | 都市整備局 | 企画担当部長      |
|     |       | 都市づくり政策部長   |
|     |       | 都市基盤部長      |
|     |       | 交通政策担当部長    |
|     |       | 外かく環状道路担当部長 |
|     |       | 市街地整備部長     |
|     |       | 防災都市づくり担当部長 |
|     |       | 市街地建築部長     |
|     | 建設局   | 道路管理部長      |
|     |       | 道路保全担当部長    |
|     |       | 道路建設部長      |
|     |       | 道路計画担当部長    |
|     |       | 公園計画担当部長    |
|     | 港湾局   | 港湾整備部長      |

2) 都・区市町策定検討会議名簿（区部）

| 所 属  |              |
|------|--------------|
| 千代田区 | 環境まちづくり部長    |
| 中央区  | 環境土木部長       |
| 港区   | 街づくり事業担当部長   |
| 新宿区  | 都市計画部長       |
| 文京区  | 都市計画部長       |
| 台東区  | 都市づくり部長      |
| 墨田区  | 都市計画部長       |
| 江東区  | 土木部長         |
| 品川区  | 都市環境部長       |
| 目黒区  | 都市整備部長       |
| 大田区  | まちづくり推進部長    |
| 世田谷区 | 道路・交通政策部長    |
| 渋谷区  | 土木部長         |
| 中野区  | 都市基盤部長       |
| 杉並区  | 土木担当部長       |
| 豊島区  | 都市整備部長       |
| 北区   | まちづくり部長      |
| 荒川区  | 防災都市づくり部長    |
| 板橋区  | 都市整備部長       |
| 練馬区  | 技監都市整備部長事務取扱 |
| 足立区  | 都市建設部長       |
| 葛飾区  | 都市整備部長       |
| 江戸川区 | 土木部長         |



### 3) 都・区市町策定検討会議名簿（多摩地域）

| 所 属   |           |
|-------|-----------|
| 八王子市  | 都市計画部長    |
| 立川市   | まちづくり部長   |
| 武蔵野市  | 都市整備部長    |
| 三鷹市   | 都市再生部長    |
| 青梅市   | 都市整備部長    |
| 府中市   | 都市整備部長    |
| 昭島市   | 都市計画部長    |
| 調布市   | 都市整備部長    |
| 町田市   | 道路部長      |
| 小金井市  | 都市整備部長    |
| 小平市   | 都市建設担当部長  |
| 日野市   | まちづくり部長   |
| 東村山市  | まちづくり部長   |
| 国分寺市  | まちづくり部長   |
| 国立市   | 都市整備部参事   |
| 福生市   | 都市建設部長    |
| 狛江市   | 都市建設部長    |
| 東大和市  | 都市建設部長    |
| 清瀬市   | 都市整備部長    |
| 東久留米市 | 都市建設部長    |
| 武蔵村山市 | 都市整備部長    |
| 多摩市   | 都市整備部長    |
| 稲城市   | 都市建設部長    |
| 羽村市   | 都市建設部長    |
| あきる野市 | 都市整備部長    |
| 西東京市  | まちづくり担当部長 |
| 瑞穂町   | 都市整備部長    |
| 日の出町  | まちづくり課長   |

<お問合せ先> (令和元年 11 月現在)

・東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 03-5388-3379

【区部】

・千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課 03-5211-3610  
・中央区環境土木部環境政策課 03-3546-5421  
・港区街づくり支援部土木課 03-3578-2217  
・新宿区都市計画部都市計画課 03-5273-3547  
・文京区都市計画部都市計画課 03-5803-1239  
・台東区都市づくり部計画調整課 03-5246-1364  
・墨田区都市計画部都市計画課 03-5608-6266  
・江東区土木部道路課 03-3647-9111 (内 6434)  
・品川区都市環境部都市計画課 03-5742-6760  
・目黒区都市整備部都市計画課 03-5722-9725  
・大田区まちづくり推進部都市計画課 03-5744-1332  
・世田谷区道路・交通政策部道路計画課 03-5432-2537  
・渋谷区土木部道路課 03-3463-2651  
・中野区都市基盤部都市計画課 03-3228-8262  
・杉並区都市整備部土木計画課 03-3312-2111 (内 3426)  
・豊島区都市整備部都市計画課 03-4566-2632  
・北区まちづくり部都市計画課 03-3908-9152  
・荒川区防災都市づくり部都市計画課 03-3802-3111 (内 2815)  
・板橋区都市整備部都市計画課 03-3579-2553  
・練馬区都市整備部交通企画課 03-5984-1328  
・足立区都市建設部企画調整課 03-3880-5160  
・葛飾区都市整備部調整課 03-5654-8382  
・江戸川区土木部計画調整課 03-5662-8389

## 【多摩地域】

- ・八王子市都市計画部交通企画課 042-620-7303
- ・立川市まちづくり部都市計画課 042-523-2111 (内 2366)
- ・武蔵野市都市整備部まちづくり推進課 0422-60-1872
- ・三鷹市都市再生部まちづくり推進課 0422-45-1151 (内 2451)
- ・青梅市都市整備部土木課 0428-22-1111 (内 2586)
- ・府中市都市整備部計画課 042-335-4335
- ・昭島市都市計画部都市計画課 042-544-4410
- ・調布市都市整備部街づくり事業課 042-481-7587
- ・町田市道路部道路政策課 042-724-1124
- ・小金井市都市整備部都市計画課 042-387-9859
- ・小平市都市開発部道路課 042-346-9828
- ・日野市まちづくり部都市計画課 042-514-8369
- ・東村山市まちづくり部都市計画課 042-393-5111 (内 2712)
- ・国分寺市まちづくり部まちづくり計画課 042-325-0111 (内 454)
- ・国立市都市整備部都市計画課 042-576-2111 (内 361)
- ・福生市都市建設部まちづくり計画課 042-551-1511 (内 2812)
- ・狛江市都市建設部まちづくり推進課 03-3430-1111 (内 2543)
- ・東大和市都市建設部都市計画課 042-563-2111 (内 1254)
- ・清瀬市都市整備部まちづくり課 042-492-5111 (内 365)
- ・東久留米市都市建設部道路計画課 042-470-7777 (内 2715)
- ・武蔵村山市都市整備部都市計画課 042-565-1111 (内 272)
- ・多摩市都市整備部都市計画課 042-338-6856
- ・稲城市都市建設部都市計画課 042-378-2111 (内 322)
- ・羽村市都市建設部都市計画課 042-555-1111 (内 287)
- ・あきる野市都市整備部都市計画課 042-558-1111 (内 2711)
- ・西東京市都市整備部都市計画課 042-438-4050
- ・瑞穂町都市整備部都市計画課 042-557-0599
- ・日の出町まちづくり課 042-597-0511 (内 352)



令和元年 11 月発行

印刷物規格表 第 ● 類

登録番号 (●) ●

# 東京における都市計画道路の 在り方に関する基本方針

編集・発行 東京都都市整備局都市基盤部街路計画課  
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
電話 03 (5388) 3379

